

青梅市友田町二丁目地区急傾斜地崩壊対策事業説明会における質問と回答（要旨）

日時： 令和5年10月11日（水） 19:00～20:30

場所： 友田町自治会館

●質問と回答（順不同）

【急傾斜地崩壊危険区域について】

Q1 区域の範囲はどのようにして決めているのか。

A1 斜面となっている範囲に加え、斜面の直上及び直下において、斜面の高さ分の距離を誘発助長区域として急傾斜地崩壊危険区域としております。なお、当地区の斜面高は約13～17mです。（スライドP6参照）

Q2 区域の範囲は確定しているのか。

A2 区域図は現段階での予定です。最終的な区域の範囲は詳細設計および同意の状況により決定します。（スライドP7参照）

Q3 同意書提出後に区域の範囲が変わり、所有している土地が区域から外れた場合は教えてもらえるのか。

A3 その場合は西多摩建設事務所よりご連絡いたします。

【対策施設の設置と工事の進め方について】

Q4 今後の事業スケジュールを教えてください。

A4 地元説明会の後について、「事業要望書兼区域指定及び工事実施同意書」を急傾斜地崩壊危険区域にかかる全ての地権者の方からいただき次第、詳細設計に着手します。詳細設計は約1～2年を見込んでおります。その後、施設設置範囲及び施工スペース等にかかる地権者の皆様より、「工事施行同意書」をいただき次第、危険区域を指定し工事に着手します。工事にかかる期間は約2～3年を見込んでおります。（スライドP10、11参照）

Q 5 工事に支障となる樹木の伐採及び処分は所有者が行うのか。

A 5 工事に支障となる樹木の伐採及び処分は東京都で実施しますが、移植を希望される場合は工事着手までに所有者の方で実施していただきます。また、廃棄物や物置等は所有者の方ご自身で撤去をお願いいたします。(スライドP 17 参照)

Q 6 土地使用貸借契約で借地費用はいただけないという認識でよいか。

A 6 無償でお貸しいただくよう、お願いいたします。

Q 7 同意書の収集が完了した時や工事着手時など事業の節目において、東京都から住民にお知らせをしてもらえるのか。

A 7 同意書の収集状況についてのお知らせはございませんが、危険区域の指定については官報により公表されます。同意書の収集状況などの詳細についてはお問合わせください。工事着手については事前に西多摩建設事務所よりお知らせいたします。

Q 8 ブルーシートがかかっている箇所について、雨が降ると斜面上から雨水が流れ落ちてくる。斜面上からの排水対策について、考えていただきたい。

A 8 斜面上の道路排水についても、崩壊の一因となったと考えられるため、雨水処理については、今後適切に検討してまいります。

Q 9 施設設置範囲を教えてください。

A 9 対策施設の設置範囲は今後詳細設計により変更となる可能性がございますが、現在斜面となっている範囲に設置します。また、斜面下の平地には排水施設を設置させていただきます。(スライドP 14～16 参照)

Q 10 調布東通りはスクールゾーンのため、安全に配慮してほしい。

A 10 関係者と調整のうえ、地域の実情に配慮した施工計画を検討してまいります。

【その他】

Q 1 1 工事完了後に土砂災害（特別）警戒区域は解除されるのか。

A 1 1 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）は、対策施設を設置した範囲については解除されます。土砂災害警戒区域（イエローゾーン）は地形条件により決まっているため、対策施設設置後であっても解除されません。